

令和 7 年度公開プロセス対象事業のレビュー点検結果

公開プロセスの評価結果を踏まえた 概算要求への反映状況

反映状況	事業数
廃止	0 (0)
縮減	2 (1)
執行等改善	1 (1)
年度内に改善を検討	3 (4)
予定通り終了	0 (0)
現状通り	0 (0)
合計	6 (6)

※「縮減」した事業について、概算要求額に
820百万円(9百万円)を反映している。

※ () 書きは前回 (昨年度) の数

公開プロセス結果の令和8年度予算概算要求への反映状況

(単位：百万円)

予算事業 ID	事業名	事業概要	公開プロセス	令和7年度 当初予算額	令和8年度 要求額	反映状況		
			取りまとめコメント	A	B	反映額	反映内容	
2059	医療情報セ キュリティ等 対策経費（医 政局）	・医療分野におけるサイバーセキュリティ対策調査事業 医療機関のセキュリティ対策は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、各医療機関が自主的に取組を進めているところである。昨今、国内の医療機関を標的としたランサムウェアによるサイバー攻撃被害が増加（ランサムウェアにより、長期にわたり診療が停止した複数の事例が発生）したことから、医療機関のサイバーセキュリティ対策の徹底を図る。 ・医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業 医療機関におけるサイバーセキュリティの更なる確保のため、外部ネットワークとの接続の安全性の検証・検査や、オフライン・バックアップ体制の整備等を実施する。	昨今、国内の医療機関を標的としたランサムウェアによるサイバー攻撃による被害が増加し、長期にわたり診療が停止した事例も複数発生している現状を踏まえると、関係者に対する各種研修の実施や、外部ネットワークとの接続の安全性の検証・検査、オフライン・バックアップ体制の整備など、医療機関のサイバーセキュリティ対策を充実させていくことは重要である。 ① そのためにも、まずはサイバー攻撃の現状をしっかりと把握する必要がある。関連のガイドラインの見直しなどにより、どの程度の数のインシデントが発生しているのかを的確に把握しておく必要がある。 ② 各種の研修については、現在、受講者数総数をアウトカム指標としているが、経営層向けやシステム・セキュリティ管理者向けなど研修の種類が複数ある中で、ターゲットを細かく分けて受講者数を設定すべきである。特にシステム・セキュリティ管理者が重要となるので、その研修受講者数を把握していくことが重要である。 ③ また、例えば、研修後に受講者を講師とする院内研修を実施するなど、研修の効果がより広く浸透するような取組も検討すべきである。 ④ 研修受講者数の設定に際しては、この事業でどの程度の病院を対象にするかということを念頭に設定するほか、研修受講者の所属する病院数も指標として設定すべきである。 ⑤ また、研修内容についても、最新の情報を取り入れつつ、各コースに相応しいものとするよう、不断の検証を行うべきである。 ⑥ 研修の効果については、例えば研修後にBCPの策定に至った施設数を把握するなど、一定の指標を設定することを検討すべきである。 ⑦ 外部ネットワークとの接続の安全性の検証・検査や、オフライン・バックアップ体制の整備については、医療機関のサイバーセキュリティを確保する観点から有効な取組であり、その状況を適切に把握するとともに、その進捗状況を指標として設定することが必要である。 ⑧ これらの取組は、一斉に実施することが困難と思われるので、例えば、診療が停止した場合に地域医療に大きな影響が出る病院など、一定の優先順位を付けて取組を進めることも検討すべきである。 ⑨ また、安全性の検証・検査の事前準備の負担や人員不足が原因で、検証・検査を辞退した医療機関があったことも踏まえ、事前準備の負担軽減や、研修受講者の活用など、医療機関が検証・検査を受けやすくするための方策も検討すべきである。 ⑩ 各種研修と医療機関に対する調査を関連させ、調査で判明した主な課題を研修内容に反映させるとともに、研修において自機関のネットワークの全体像の把握や安全性の調査を促すことを検討すべきである。 ⑪ また、他の医療機関の参考となるよう、セキュリティ対策の好事例の積極的な収集・公表についても、検討するべきである。 ⑫ 本事業は重要な事業であるが、予算の執行率が低いことから、その原因を分析した上で、適切な予算規模となるよう精査を行うべきである。	1,203	403	800	縮減	令和6、7年度においては、全国の電子カルテ導入病院に対し、外部ネットワークとの接続の安全性の検証・調査を実施したところ、令和8年度においては、対象医療機関を地域医療に大きな影響を及ぼす病院等に重点化し、サイバー攻撃に対する安全性をより一層強化するための支援を行う。 ① サイバー攻撃の現状をしっかりと把握することは、適切な対策を検討するために重要である。当室の所管する「医療情報の安全管理に関するガイドライン」においてインシデント発生時の厚生労働省への報告を求めている。インシデント発生時の報告について引き続き周知を図る。 ② 各種の研修においては本年度より職種別受講者数を測定し集計する。特にシステム・セキュリティ管理者向け研修について把握する。ターゲット毎の受講者数は前年対比増加を目標と設定する。 ③ 研修の効果を広く浸透するように、研修内でのe-learningの院内周知の促進、研修ポータルサイトにて院内研修利用を促す予定である。 ④ 研修受講者の病院を特定可能としている。病院単位で広く受講されることが望ましく、病院数も目標指標として設定する。 ⑤ 最新のインシデント報告、一般社団法人ソフトウェア協会による初動対応先実態も踏まえた研修を実施している。仕様書においても、コンテンツの危殆化を防ぐため、過年度資料の更新を求めている。 ⑥ 研修の効果を測定するため、研修受講時のアンケートによってBCP策定施設を特定し、令和8年の病院における医療情報システムのサイバーセキュリティ対策に係る調査（G－MIS調査）や、研修半年後アンケートによって、研修受講者の所属する病院のうち新たにBCPを策定した施設数を指標とする。 ⑦ 外部ネットワークとの接続の管理状況やオフライン・バックアップ体制の整備の状況については、G－MIS調査を通じて既に把握しているところである。令和7年度の事業の対象となった病院を特定し、外部接続点把握割合、オフラインバックアップ整備割合を測定する。 ⑧ 令和8年度事業において参加施設を選定する場合は、例えば、地域医療支援病院を優先的に指定する等、地域医療に大きな影響を及ぼす病院に対しての選定方法を検討する。 ⑨ 安全性の検証・検査の事前準備については、その負担軽減のため簡易版と事務局による支援策を検討し本年度より開始した。令和8年度の事業においても施設の負担が軽減できる支援内容を検討する。 ⑩ 外部ネットワークとの接続の安全性検証・検査による調査結果を踏まえ、ネットワーク全体像の適切な把握方法を、研修内容に取り入れて促す予定である。 ⑪ 令和7年度の実施事業内で、セキュリティ対策の好事例を収集し、本事業のWEBページ等で公表をする予定である。 ⑫ 本事業について執行率が低い原因として令和7年度事業内で病院側の事務負担の大きさや周知不足が原因であると分析した。令和8年度概算要求は予算執行率を勘案した予算規模・内容とし、周知方法や病院側の事務負担軽減方法について検討する。

（単位：百万円）								
予算事業 ID	事業名	事業概要	公開プロセス	令和7年度 当初予算額	令和8年度 要求額	反映状況		
			取りまとめコメント	A	B	反映額	反映内容	
2352	地域健康危機 管理対策事業 （健康・生活 衛生局）	以下の事業により、保健所及び地方衛生研究所等を中核とする健康危機管理体制の構築を支援する。 ①地域健康危機管理体制推進事業 ・DHEAT養成研修に職員を参加させ、各地方公共団体におけるDHEAT構成員の養成、研修等人材の養成を行う。 ・都道府県等における災害時の保健医療活動に係る体制の整備を平時から構築するとともに、本庁、保健所又は市町村等と支援・受援体制の構築のための共同研修や訓練を行う。 ・新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症の拡大時における対応人材の養成研修に職員等を参加させ、保健所における積極的疫学調査等を担うことのできる人材の養成等を行う。 ・「IHEAT運用要領」に基づき、潜在保健師等の派遣の仕組みであるIHEATの名簿の管理や、名簿登録者に対して積極的疫学調査を中心とした保健所業務に関する研修等を行う。 ・地方衛生研究所等において、新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症流行時の検査体制を強化するため、体制の構築や検査実施等に関する研修を実施する。 ・保健所において、新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症流行時の対応体制を強化するため、体制の構築や感染症対応業務に関する実践型訓練を実施する。 ②地域健康危機管理対策特別事業 ・健康危機事例が発生した際に、保健所等において緊急的に実施する健康相談など、健康危機事例に応じた地域保健活動に関する事業を行う。	地域における健康危機に的確に対応するためには、平時よりしっかりとした準備を進めておくことが重要であり、IHEAT要員等の養成に加え、地方衛生研究所や保健所等への訓練を行う本事業の意義は大きい。 ① 一方で、本事業の実施状況は、最も実施されているIHEAT要員等の養成であっても、対象自治体総数の3分の1程度にとどまるなど、極めて低い状況にあり、目標を適切なものに設定し直した上で、その達成に向けた取組を進めるとともに、予算の規模についても、目標や他の関連事業との関係も含め精査し、より合理的なものとなるようにすべきである。 ② IHEAT要員に対する研修については、国において研修に関する基礎資料を作成・配布することはもちろんのこと、複数の自治体での共催事例や他の研修との合同開催などの事例を紹介するなど、より柔軟な研修実施を支援していくことが必要である。 ③ また、対象となる専門職には女性が多いことも踏まえ、より参加しやすい形での研修実施を支援していくことが必要である。 ④ IHEATについては、研修以上に要員そのものを増やしていくことも重要であり、要員募集に係る広報媒体の作成・配布を含めた積極的な広報活動や、本業の雇用主に対する積極的な働きかけなどを進めていくことが必要である。 ⑤ その際、対象となる専門職には女性が多いことや、OG、OBも含めたシニア世代への訴求も有効と考えられること、具体的なイメージを持ってもらうためには実際の登録者の経験等を伝えることも有効と考えられることなどを念頭に、様々な工夫を凝らした取組を進めていくことが適当である。 ⑥ 一方、事業の成果については、現状、いずれかの事業を実施している自治体数を指標としているが、事業別の自治体数を指標とすることや、IHEATの登録者数・研修受講者数を指標とすること、さらには、自治体によって人口差があることを踏まえ、実施する自治体による人口カバー率を指標に追加することを検討すべきである。 ⑦ また、事業実施自治体の満足度も指標としているが、アンケートで満足度を取るのではなく、事業の目的が達成できたことを確認できる基準を作った上で、その基準を満たしていることをアウトカムとして設定することを検討すべきである。	442	422	20	縮減	直近の執行実績を踏まえて目標自治体数を適正化し、予算規模を縮減するとともに、 ・国における研修資料の作成、好事例の横展開等による研修実施の支援 ・IHEAT要員の確保のための事業を支援対象に盛り込む 等により、本事業の自治体における活用を促進し、活用実績の向上を図る。 ① 地域における健康危機に対応するため、平時から体制整備や訓練等を実施する本事業は自治体においては大変重要な事業ではあるものの、予算規模が合理的なものとなるよう指摘されたことから、令和8年度概算要求において、事業内容の見直しを行い、縮減を行った。 ②③ 自治体におけるIHEAT要員に対する研修の実施に係る支援については、研修資料に使用できるような基礎資料等の作成や、全国の実施事例を収集することで好事例の横展開を行うよう検討に着手しており、各自治体で研修が円滑に実施されるよう支援を行う。 ④⑤ IHEAT要員自体を確保していくことも重要なため、国による広報資料の作成等を検討するとともに、令和8年度概算要求において事業内容の見直しを行い、要員確保に向けた事業も盛り込むこととしている。 ⑥⑦ 本事業の成果に係る指標については、適切な指標を設定できるように現状も含めた詳細な情報収集を行い、検討していくこととする。
2596	生涯現役支援 窓口事業（職 業安定局）	全国の主要なハローワーク（300箇所）に、高年齢者等への支援に特化した生涯現役支援窓口を展開する事業である。 事業実施にあたっては、事業担当責任者、職業相談員、求人者支援員及び就労・生活支援アドバイザー等から構成される支援チームをハローワーク内で結成し、高年齢者一人ひとりの就労経験や就労ニーズ等を踏まえ、就労の機会の提供のみならず、職業生活の再設計に係る支援等、総合的支援を実施する。	労働力人口が減少し、高年齢者の労働力の活用が重要な課題となる中、多種多様な高齢期における就業ニーズに対応するため、職業相談員、求人者支援員及び就労・生活支援アドバイザー等から構成される支援チームで対応し、支援対象者の9割程度を就職につなげている点は、高く評価出来る。 ① 一方で、専門職の一部のみが配置されている窓口が相当数ある。全ての専門職が配置されている窓口における効果との違いを検証しながら、また、それぞれの専門職の役割を踏まえ、求職者支援・求人者支援の両面の観点から、予算の面も含め、より効果的・効率的な支援体制を構築していくことが必要である。 ② その際、各地域で専門職を確保することが困難となることも想定される。また、より多くの高年齢者が身近なハローワークで本事業を活用できるようにする視点も重要である。このような観点から、本事業の専門職以外の常勤職員との連携を進めるとともに、オンラインの活用についても検討を進めるべきである。 ③ また、現在の成果指標は支援を受けた者の就職率になっているが、現状の目標が真に適切なものになっているのか、支援が必要である者が支援を受けられているのか、求職者が実際に希望するような仕事を得られたのか、定着できているのかなども重要な視点である。これらの状況を可能な限り把握・分析し、支援が必要な者には適切に支援を行うほか、成果指標を見直すことも検討すべきである。	2,905	3,170	-	年度内に改善 を検討	① 専門職（就労・生活支援アドバイザー、求人者支援員及び職業相談員）の3者が配置されている窓口とその配置に至っていない窓口における効果の違いについて、都道府県労働局から提出される支援実績及び3者の配置状況やそれぞれの役割に基づき検証し、より効果的・効率的なものとなるよう支援体制を検討する。なお、先行して令和8年度要求においては、職業相談員の配置を見直し、事業の中核となる専門性の高い就労・生活支援アドバイザーを増員することにより、効果的な支援体制の構築を進めることとしている。 ② さらに、これまで把握できていなかった事項について、新たに都道府県労働局へ通知を発出し、全ての専門職が配置されている窓口、専門職の一部のみが配置されている窓口及び窓口が設置されていないハローワーク等の状況把握を進めており、併せて、オンラインの活用についても、求職者のニーズの把握を進めている。これらの分析を踏まえ、より多くの高年齢者が本事業を活用できるよう、常勤職員の育成を図り専門職との連携をさらに進め、オンラインによる職業相談についても検討する。 ③ また、支援対象者の希望に沿った支援となっているか、真に支援を必要としていた者への支援が行き届いていたかなど、支援対象者（支援が終了した者を含む）の状況把握・分析を進め、適切に支援を行うとともに、これらを踏まえた新たな成果目標の設定を検討する。

（単位：百万円）

予算事業ID	事業名	事業概要	公開プロセス	令和7年度 当初予算額	令和8年度 要求額	反映額	反映状況	
			取りまとめコメント	A	B		反映内容	
19699	介護テクノロジー開発等加速化事業（老健局）	介護現場におけるテクノロジーへの理解を促進し、開発企業が介護テクノロジー市場に参入しやすい環境を整備するため、 ①これまで実施してきた開発・実証・普及広報のプラットフォームを発展的に見直し、令和7年度に立ち上げるCARISO（CARE Innovation Support Office）による、スタートアップ支援を専門的に行う窓口設置、研究開発から上市に至るまでの各段階で生じた課題等に対する総合的な支援 ②介護現場におけるテクノロジーの導入等による生産性向上の観点から、効果に関する更なるエビデンスデータの収集・蓄積を図ることを目的とした実証 ③介護ロボット等に係る生産性向上の取組の情報発信等 等を実施する。	今後、介護サービス需要が高まる一方、生産年齢人口が急激に減速していくことが見込まれる中、介護テクノロジー等を活用し、介護職員の業務負担の軽減及び介護サービスの質の向上・確保に資する生産性向上の取組を推進していくことが重要である。 本事業は、介護分野における生産性向上に向けた取組の一つとして、介護現場のニーズを踏まえたテクノロジーの開発等を加速化するものであり、必要な事業である。 ① 本事業の中で、複数の事業を実施しているが、それぞれの事業の効果をより的確に把握し、事業改善につなげるため、個別の事業毎に活動目標や活動指標を設定していくことが必要であり、事業所管部局からの提案は肯定されるものである。 ② その際、CARISOに関する指標については、上市製品数とすることも考えられるが、最終的な目的は、他の事業と同様、職員の負担軽減や職場環境の改善であると言えるため、これらも指標として追加することを検討すべきである。 ③ また、現在設定されている指標に加え、働きがいがあることなども含めたWell being の観点も大切なものであるということを意識しながら事業を進めていくことが重要である。 ④ さらに、今後、介護サービス需要が高まるとともに、生産年齢人口が急激に減速していくことを踏まえると、テクノロジーの活用等を通じた負担軽減や職場環境改善を進めながら、ひとりの介護人材がより多くの利用者に向き合えるようにしていくことも重要であり、その状況の変化を適時のタイミングで把握していくことも求められる。 ⑤ 一方で、現状の指標は、分野毎のテクノロジーの導入率となっていない。それぞれの事業所が必要とするテクノロジーを導入することが適当であることが理由であることは理解するものの、分野毎の普及率には大きな差があることが認められるため、その推移を経時的に把握し、普及率が上昇しない分野については、その原因を把握した上で、必要に応じて、普及率向上のための取組を検討すべきある。 ⑥ また、中小の事業所も含めた各介護事業所にテクノロジーが導入されることが重要であり、本事業によるテクノロジーの開発支援に加え、各介護事業所のテクノロジー導入を支援する各種事業の推進や、それぞれの事業の連携も進めていくべきである。	322	879	-	年度内に改善を検討	① 既存の各事業については、より適切な効果把握と事業改善へつなげるため、それぞれ活動・成果目標を検討・設定する。 その上で、事業の一層の改善を図るために、既存の事業に加えて、在宅分野におけるテクノロジーの利用可能性や、福祉用具の更なる活用の検討のため、新たに「在宅環境における福祉用具（保険適用）を活用した生産性向上の取組支援（取組のロールモデルの調査・研究や成果の普及啓発等）」を令和8年度から実施することで、これまで以上に介護分野全体における実態を把握し、介護テクノロジー・福祉用具を活用・普及させるための環境整備につなげる予定である。 ② 特にCARISOについては、ご指摘を踏まえ、上市製品数を中期アウトカムとして設定するとともに、事業を通じて職員の負担軽減・職場環境改善を図り、介護人材の確保・定着へつなげることを最終目標としていることから、「全介護事業者の年間の離職率の変化」を成果指標として設定する。 ③ Well being の観点からも働きがいがある職場づくりを進めていくことは、離職防止に貢献し、介護人材の確保・定着に繋がることから、新たな指標の設定を検討することとしたい。 ④ また、職員1人あたりに対する利用者の人数については、その変化率をデジタル行財政改革会議の議論を踏まえ策定した「介護分野におけるKPI」で指標として設定しているところであり、今後も引き続き進捗状況を把握していく。 ⑤ テクノロジーごとの導入率については、今年度別途実施する介護報酬改定検証調査においてサンプル調査を実施する予定であり、その結果を踏まえて、令和8年度において普及率向上のために適切な対応を検討することとしたい。 ⑥ 本事業に加え、地域医療介護総合確保基金による介護テクノロジーの導入費用等に対する支援や、セミナー・表彰による取組事例の横展開等を実施しているところであり、引き続きこういった取組を推進するとともに、事業間の連携を進めていく。 ※令和8年度要求額については、これまでの取組実績も踏まえて、事業を継続するために必要な経費を計上している。
2505	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策推進事業（労働基準局）	各コースに定められた労働時間等の設定改善のための目標達成に必要な取組を行った中小企業事業主等への助成を行う。 ・業種別課題対応コース＝令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されている業種等における時間外労働の削減、週休2日制の推進、勤務間インターバル制度の導入や医師の働き方改革推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成 ・労働時間短縮・年休促進支援コース＝労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成 ・勤務間インターバル導入コース＝勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に助成 ・団体推進コース＝傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に助成	労働者の健康で充実した生活の実現等を図るためには、生産性の向上を通じた労働時間の削減や、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら働き続けることが出来る休息時間の確保が重要であり、これらに向けた企業の取組を促進する本事業の必要性は認められる。 ① 一方、助成金の支給見込件数と実際の支給件数との乖離が甚だしいコースが複数ある。その理由を検証した上で、乖離の縮小を図るべきである。 ② その際、見込みより実績が著しく少ないコースについては、見込みの適正さに関する検証を前提に、例えば、取組に向けた初動段階での助成や、助成要件の見直しなど、より使い勝手の良いものにしていくことや、より積極的な周知を図る必要がある。 ③ また、助成額についても、適正なものになっているのか検証が必要である。 このような形で、支給件数と助成額の両方をそれぞれ適正に見込んだ上で、予算を要求する必要がある。 ④ 助成を受けた企業の取組状況に関する指標については、労働時間の短縮などの成果を確認・把握できるものとするが必要である。その際、労働者の健康の確保や、Well being の視点を踏まえることも必要である。	10,180	11,118	-	執行等改善	① 働き方改革推進支援助成金の予算要求に当たっては、過去の助成金の支給状況等を参考に件数を想定し見込みを立てて要求を作成しているところであるが、コロナ禍の影響などを上手く見込めず、支給見込件数と実際の支給件数に乖離が生じてしまった年度があった。令和8年度要求においては、令和6年度の実績や直近の申請傾向等を踏まえ、見直しを行い要求を行った。 ② 成果目標や要件については、業界の実態を踏まえ、より使い勝手のよいものとなるよう、「業種別課題対応コース」の成果目標に「所定外労働時間の削減」の追加や「勤務間インターバル導入コース」の支給要件を「労働者の1／4以上に適用」に緩和するなど見直しを行った。 ③ また、助成額については、事業場からのアンケート等を踏まえると、助成額が不十分である等の実情は確認されておらず、現時点においては適正な設定であると考えられるが、今後とも、様々な設備の必要性を想定しつつ、適正な相場価格のもと弾力的な取組みが可能となるよう上限額について、継続して検証を行う。 また、これらの見直し等を踏まえた分かりやすいパンフレット等を作成し、相談窓口等において積極的な周知を行っていくこととする。 ④ なお、新たな長期アウトカム指標としては、「労働時間等の設定の改善等について成果を上げた事業場の割合を80%以上とする」を設定することとした。具体的には、事業実施の翌年度に働き方・休み方改善コンサルタントが事業場を訪問し、事業実施前後の状況を比較することにより確認することとする。

(単位：百万円)

予算事業ID	事業名	事業概要	公開プロセス	令和7年度 当初予算額	令和8年度 要求額	反映状況		
			取りまとめコメント	A	B	反映額	反映内容	
2791	精神障害者保健福祉対策 (障害保健福祉部)	緊急な医療を要する精神障害者等が迅速かつ適切な医療を受けられるようにするため、 A. 都道府県又は指定都市が行う精神保健福祉法に基づく精神科救急医療体制の整備 B. 自殺未遂者等支援拠点医療機関整備事業、PTSD、思春期児童等に対応する業務従事者や精神医療従事者等に対する研修事業の実施 C. 精神保健福祉センターが行う特定相談事業等の実施 等を通じて、精神障害者の保健福祉の向上を図る。	本事業は、精神障害者が安心して地域で生活できる社会の実現を目的として、精神障害者に対する適切な医療や福祉の提供を行うための人材養成や地域における体制整備を行うものであり、必要性は認められる。 ① 本事業の中で複数の事業を実施しているが、各事業の実施を通じて、地域によらず全国均一的に適切な治療や支援を受けられるようにすることが重要であることを踏まえ、この点を定性的な長期アウトカムとすることを検討するべきである。 ② その上で、各種の人材養成については、適切な地域毎に専門的な研修を受けた者の数などを把握し、均てん化を目指した指標として設定することを検討するべきである。また、研修参加者の意識の変化など、研修が参加者に与える前向きな変化の把握や、研修受講者の活用についても検討するべきである。 ③ 併せて、研修に関しては、その内容にもよるが、出来るだけ多くの者が受講できるよう、オンデマンドでの実施についても検討するべきである。 ④ てんかんや摂食障害の支援拠点病院については、設置していない都道府県の実情や、近隣の支援拠点病院による支援可能な住民の範囲を把握の上、必要に応じた、適切な対応を図ることを検討するべきである。 ⑤ 精神科救急医療体制整備事業については、連絡調整委員会の開催状況の把握に加え、開催を通じた効果を把握することも検討するべきである。 ⑥ 本事業の実施により、精神障害者が安心して地域で生活できる社会の実現に向け、何がどのように変化したのかを把握するための指標が必要である。容易でないことは承知しつつも、既存統計から活用できるものがないのかという観点も含めて検討するべきである。	2,551	2,870	-	年度内に改善を検討	① 全国均一的に適切な治療や支援を受けられるよう、定性的な長期アウトカムを含む成果指標の見直しについて検討を行う。 ②③ 人材養成に関する事業については、受講者に対するアンケート調査等を行い、地域毎の受講者の数、研修受講前後の意識の変化など研修の実施状況等を踏まえ、均てん化に資するより効果的な取組（研修受講者の活用やオンデマンドでの実施等）及び成果指標となるように検討を行う。 ④ てんかん地域診療連携体制整備事業及び摂食障害治療支援センター設置運営事業については、患者が身近な地域で適切な治療や支援を受けられるよう、支援拠点病院を配置していない都道府県の実情等について今年度中に把握し、必要な対応を検討する。 ⑤ 精神科救急医療体制整備事業については、各都道府県等の医療機関や専門人材の配置等の状況が様々であることから、連絡調整委員会で検討し取り組むべき課題等は地域によって多様であり、委員会開催を通じた効果について、一律の目標を設定して評価することは困難であるが、各都道府県等の精神科救急医療体制に係る課題及び身体科との連携に係る対応状況等、連絡調整委員会で議論された事項について、各都道府県等を通じて現状及びその後の推移の把握に努める。 ⑥ 精神障害者が安心して地域で生活できる社会の実現に向け、既存統計から活用できるものがないのかという観点も含めて、今後も成果指標の見直し等を検討し、本事業の充実に取り組んでいく。 ※令和8年度は、主に今回の公開プロセス対象外である「精神障害者保健福祉対策（うち依存症対策総合支援事業）」に係る調査研究の増額によるもの。